

(案)

(県ホームページ掲載イメージ)

第2次「いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」
の計画期間の延長について

第2次「いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」の計画期間は、令和3年度までとなっていますが、令和4年夏頃公表予定の国の改正自殺総合対策大綱の内容を反映させるため、現行計画の期間を1年延長し、令和4年度中に、令和5年度を始期とする新たな計画を策定します。

なお、第2次「いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」の計画期間を延長するに当たり、以下のとおり、コロナ禍における新たな課題に対応した自殺総合対策の取組を推進します。

- 家庭や学習環境の変化等により様々な悩みを抱える児童生徒への支援を充実します。
- 家庭や職場等における環境の変化等により女性が抱える様々な不安の軽減を図ります。
- 生活困窮や雇用不安、家族の介護に対する悩みなど様々な課題を抱える方への支援を充実します。
- 失業や事業不振等による生活困窮者への支援を推進します。
- 外出自粛等による高齢者の孤独孤立や身体機能の衰え防止対策を推進します。
- テレワーク等の導入等による環境の変化等を踏まえた職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。
- 様々な悩みを抱える方が相談窓口等の情報を得やすい環境を整備するため、メディアの活用等による広報活動を推進します。
- ゲートキーパーの養成を中心として、周囲の人が悩みを持った人のSOSのサインに気付くための取組を充実します。